

様式第 1（第 15 条関係）

会 議 録

会議の名称	第 8 回和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会
開催日時	令和 5 年 8 月 1 7 日（木） 午後 3 時 0 0 分から
開催場所	和泉市役所 5 階 5－A 会議室
出席者	・和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員 森委員長、原田副委員長、平林委員、森委員、大吉委員、小山委員、紀野委員、宮岡委員、森本委員 ・事務局職員 佐々木室長、濱田課長、光本係長、福井主事、西山主事
会議の議題	「和泉市学校給食における食物アレルギーの手引き」見直しの必要性にかかる検証のうち「給食における食物アレルギー対応スキーム」の修正案について
会議の要旨	第 7 回の議論内容をもとに作成した修正案について、事務局より説明をおこない、あらためて議論をおこなった。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☒ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開（傍聴者 0 名）

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
事務局 (光本)	【 開会あいさつ 】 委員の出席状況より本審議会が成立していることを報告。
森委員長	【 進行 森委員長 】 それでは、次第にそって委員会を進めてまいります。 まずは、案件1「学校給食における食物アレルギー対応手順について」審議してまいります。 資料1をお願いします。これは前回、第7回の委員会での議論内容も含めて、前回お配りしたA3の用紙のものをあらためて手順ごとに、まとめ直した修正案となっております。 まずは、手順ごとに、事務局から前回からの修正点等について説明いただいた後、委員からの意見を伺っていく形式で進めたいと思いますのでよろしくお願いします。 なお、手順の確認上、必要書類の修正の説明も一緒に行っていただきますが、細かい様式の内容については、次の案件(2)で、検討することとしますので、ここでは手順についてのご意見をお願いしたいと思います。 それでは、【手順1】新年度の学校給食開始までの準備 について、事務局から説明願います。
事務局 (福井)	事務局の福井です。着座にて説明させていただきます。 今回の資料では、全体の体裁を修正し、A3判から資料1のA4判に変更、また、対応時期や場面ごとに手順1から4にまとめ直しております。 資料1の「手順1」は、前回のA3資料では、2学期以降 給食開始までの 項番①～⑧までの手順となります。 「手順1」では、「新一年生への対応内容」と「在校生への対応内容」では異なる点がありますので、それぞれに区分してまとめ直しております。 それでは内容について、前回からの修正点について説明していきます。 まず、旧様式7を廃止することに伴い、これまで新1年生のときのみに限定していた、旧様式1の食物アレルギーに関する調査票を保護者に記入いただくことについて、最新の情報を把握するため、毎年提出いただいていたかどうかの提案について、在校生では、保護者の記入の負担を少なくするために、旧様式1と旧様式3を1枚にまとめてはどうかの提案がありました。 そこで、旧様式1、3に加え、旧様式2も含め1枚の様式にまとめることで、新1年生と在校生のいずれにも利用できる新様式1として、新たに

森委員長	提案しております。 次に、③ 「面談１」の実施について、「新１年生への対応内容」の２つ目の※印 聞き取りに用いるＡ３用紙の新様式１０「食物アレルギー面談シート」の質問内容１アレルギーの原因食品は何ですか。の選択肢に、聞き取り漏れがないように例えば卵アレルギーの場合、マヨネーズは食べることができるのか等を追加しました。また、１２．学校生活で心配なこと（座席、給食当番、運動、調理実習、校外学習等）はありますか。を新たに追加しております。 おなじく「面談シート」の下欄、「学校給食にかかる学校の対応」の１．「献立表の配付」から「個人別対応献立表の配付」に変更しております。 また、資料１ 手順１の③「面談１」の実施３つ目の※印「保護者と意識のずれが生じないよう、丁寧に確認を行う」と修正しました。 次に、⑤新様式７「食物アレルギー対応児童・生徒一覧表」につきましては、各校アレルギー食材の種類が多岐にわたることから、食物アレルギー食材は各学校の実情にあわせて入力していただく様式に変更しております。 また、現在使用している新様式７に該当する各校の様式について知りたいのご意見があったことから、別添参考資料として添付しております。 ① 該当する食材すべてに○をするパターン ② 乳製品除去食、卵除去食、牛乳停止、パン停止等に○をするパターン ③ 児童、生徒名の後に原因となる食材名を記載するパターン のおおよそ３パターンでした。 次に資料１ ⑦食物アレルギー対応を行う児童生徒の「食物アレルギー個票」の様式については、後ほど「手順２」でご説明いたします。 説明は以上です。 説明が終わりました。 【手順１】新年度の学校給食開始までの準備での主な修正点は、まず、手順書の修正点としては、「Ａ３判からＡ４判にし、新一年生と在校生に分けて表記」、「『③面談１の実施』の新１年生への対応内容の表記の修正」、次に、使用する様式の修正点としては、「旧様式の１から３を１枚にまとめ、新様式１とし、新入生、在校生ともに毎年度保護者に提出してもらう統一様式とする」、「新様式７『食物アレルギー等対応児童・生徒一覧表』の修正」、「新様式１０『食物アレルギー面談シート』の修正になります。 様式の内容については後ほど案件（２）で審議しますので、それ以外についてご意見はございませんか。
------	--

小山委員	【手順１】の裏面、⑤の※で「全職員と内容を共有する」とありますが、同じページの⑨にも同様の内容が記載されているため、⑤では、全職員ではなく担当者で確認するで良いのではないかと考えます。
森委員長	⑤では担当者での確認のみ、⑨で全教職員に共有するということですね。 このことについてご意見はございませんか。
森委員長	ないようですので、そのように変更したいと思います。 他にご意見はございませんか。
小山委員	⑧について、（第４条）及び（第５条）の文面において文末に「準備」とありますが、第５条の書類については、市が作成する書類であるため、学校が準備するという文言は適さないかと思います。
森委員長	ここについては、市から渡された書類を配付するという意味で記載されているものかと思いますが、誤解のないように、事務局にて文言の修正をお願いします。
森委員長	他にご意見はございませんか。
森委員長	特にないようですので、次に進みます。 【手順２】翌月の給食対応に向けた準備について、事務局から説明願います。
事務局 (福井)	続きまして、手順２「翌月の給食対応に向けた準備」についてご説明します。 この項目については、前回の会議で様々なご意見が出されました。そのことを踏まえ、事務局で対応案を検討いたしましたので、その内容について、事務局の佐々木よりご説明いたします。
事務局 (佐々木)	事務局の佐々木です。着座にて説明させていただきます。まず、手順２の「個人別対応献立表」の学校及び保護者の確認について、前回の委員会の振り返りをさせていただきますと、学校が確認した個人別対応献立表を保護者に配付し、返却してもらうことで、確認機能を強化するという事務局の提案に対して、教職員の負担が大きく対応が難しいというご意見であったかと認識しております。 前回の委員会の後にも、委員に就任いただいております栄養教諭及び養

護教諭の先生方に改めてご意見をお伺いする機会をいただき、その内容から、今回のご意見はやむを得ないものと理解したところではあるものの、食物アレルギーは子どもの命に係わる事案でもあり、教職員の負担を増やすことなく、何か対応の充実を図ることはできないかと考えました。その対応案が、会議資料2になります。

対応案については、実際に操作を見ていただいた方がわかりやすいと思いますので、スクリーンでご説明させていただきたいと思っておりますが、その前に、資料2のコンセプト（現状と課題）をご覧ください。

児童生徒ごとに状況が異なる「食物アレルギー」にミスなく対応するためには、保護者と学校がしっかりと献立表を確認し、原因食材を漏れなく把握することが最も重要であります。原因食材の確認については、「全学校に栄養教諭が配置されている訳ではない」、「原因食材が含まれている献立は多岐に渡るため、特に栄養教諭が不在の学校で全ての献立を抽出することは難しい」、「原因食材が含まれている献立の確認には時間がかかるうえ、短期間で終えなければならない」といった課題があり、教職員の負担が大きいというご意見がございます。

また、この負担については、保護者においても同様と言えます。

次に、「課題への対応の必要性」ですが、食物アレルギーについては命に関わる事案であるためミスが許されないものですが、今年度においては、昨年度よりも事故の発生件数が多いという状況があります。

事故を減少させるためには、保護者と学校による献立表の確認にあたり、人為的なミスが発生する可能性を減少させることが必要であり、特に栄養教諭が配置されていない学校においても、栄養教諭配置校と差のない対応が可能となるように対策を講じる必要があります。併せて、保護者及び教職員の負担軽減も図れればと考え、今回の提案させていただくものです。

提案内容としては、「個人別対応献立表」に「食物アレルギー」の原因となる食材の検索機能を付与するというものです。

スクリーンをご覧ください。献立表の右側に食材名が記載されたボタンがあります。このボタンを押すと、それに該当する食材に色が付く仕組みになっております。食材については、大きな項目として、乳、卵、小麦、大豆等、ごま、果物等、魚介類がございます。また「その他」で、もやしやトマト等も検索できるようにしております。

例えば、「乳」の項目で、「飲用牛乳」のボタンを押すと、献立表の飲用牛乳に青の色が付きます。また、「乳」のすべての食材に色を付けたい時は、「(乳)一括選択」のボタンを押すと、乳関係の全ての献立に色が付くという仕組みです。

このような形で、卵については黄色、小麦については赤色と、ボタンを

	押せば色が付くようになっており、どこにアレルギー食材を使用した献立があるのか検索できる機能になっております。 もちろん、食物アレルギーは多岐に渡っているため、全て網羅できるものではございませんので、この機能はあくまで補助的なものにはなりますが、主だった食材についてボタンを作成しておりますので、確認作業の負担軽減になるのではないかと考えております。 対応のながれについては、資料2の裏面に記載のとおりですが、この検索機能を用いて作成した個人別対応献立表を保護者に配付いただき、保護者から返却されるまでに学校においても献立表を確認、そして保護者から返却された献立表と学校が確認した献立表を突合し、チェック漏れがないかを確認のうえ、教室等に掲示を行うというものです。 また、検索機能のほか、食缶の蓋やチーズ等の袋に貼り付ける「食物アレルギー個票」についても、自動的にデータ反映できる機能を付与しておりますので、教職員の負担軽減につながるものと考えております。 このように新たな機能を付与した献立表を使用することで、何もチェックの入っていない献立表ではなく、チェックされた献立表を保護者に配付することができ、学校と保護者双方の負担軽減に繋がり、また確認体制の強化を図れると考え、提案させていただいております。 「個人別対応献立表」についての説明は以上になります。
事務局 (福井)	その他、「資料1」の手順2における修正箇所として、③において、「個人別対応献立表」の教室の掲示場所について（原則、教室前部に掲示）と修正をしています。 また、「食物アレルギー個票」については、事前に配付しておりました「資料3」から、先ほどの説明にありました様式にしたいと考えております。なお、前回の会議でもご意見のありました「代替え食の持参や喫食の有無」にかかる「食物アレルギー個票」への表記については、「個人別対応献立表」への表記に統一させたい考えあり、表記方法については、他の栄養教諭からも意見を聴取したうえで、あらためて検討したいと考えております。 説明は以上です。
森委員長	説明が終わりました。【手順2】翌月の給食対応に向けた準備での主な修正点は、「①②食物アレルギー対応を行う児童生徒ごとに翌月の「個人別対応献立表」を作成し、保護者と学校の両方でチェックする手順について、食物アレルギー食材のチェック機能がついた「個人別対応献立表」のエクセルデータを活用した対応案の提示」、「③「個人別対応献立表」教室の掲示場所を原則、教室前部に掲示に修正」になります。

	この点についてご意見はございませんか。
紀野委員	個人別献立表について、非常にわかりやすいため賛成です。しかし、これまで学校では実施していないものであるため、導入する際には保護者あてに説明する通知文等があれば良いかと考えます。事務局では何か案はありますか。
事務局 (佐々木)	文章で通知しても伝わりにくい内容であるかと思いますので、説明については保護者との面談時等に行っていただくことを想定しております。
小山委員	面談については、小学1年生は実施しますが、他学年については電話のみになる場合もあり、説明が伝わりづらいことが想定されるため、何らかの対応の流れがわかる資料がある方が良いと考えます。
森委員長	説明がしにくい状況において、何らかの資料があれば伝わりやすいということですね。それでは、事務局においては対応の流れがわかる資料の検討をお願いします。 なお、保護者にご理解いただくには、資料を渡すだけでなく、各学校の先生方からの説明が重要と考えます。 それでは、他にご意見はございませんか。 ないようですので、次の【手順3】給食提供日前日に進みます。事務局から説明願います。
事務局 (福井)	【手順3】については、前回のA3資料では、2前日の項番⑪作業工程表、作業動線図の作成、食物アレルギー個票の作成について及び項番⑫ミーティングまでの手順となります。 ここについては、特にご意見等ありませんでしたので、内容の変更はございません。説明は以上です。
森委員長	説明が終わりました。 【手順3】については、修正はありませんが、ご意見はございませんか。
小山委員	タイトル部分について、「給食提供前日の対応」となっておりますが、「前日」ではなく「前日まで」という文言の方が適していると思います。 また、②の『作業工程表・作業動線図』を作成するということですが、「作業工程表」と「作業動線図」は別の資料になりますので、かぎ括弧を

	分けて『作業工程表』『作業動線図』を作成するという文言の方が良いかと思います。 また、②の※部分について、「食物アレルギーを行うための」作業工程表・作業動線図を作成するとなっておりますが、作業工程表と作業動線図は食物アレルギーのためだけに作成されるものではありませんので、「食物アレルギー対応を踏まえた」作業工程表・作業動線図を作成するという文言の方が良いかと思います。
森委員長	他にご意見はありませんか。 ないようですので、ただいまご意見のありました箇所について事務局で修正をお願いします。 それでは、最後になります【手順４】給食提供日の対応 について事務局から説明願います。
事務局 (福井)	【手順４】については、前回の資料 「３．当日の対応」の項番⑬給食の対応内容の確認～⑮喫食開始までの手順となります。手順については、意見はありませんでしたので、修正はありません。 なお、資料１の手順４「給食提供日の対応」⑦において、給食室での除去食等の引き渡しの際に、中学校で使用する「食物アレルギーカード」の例示を別添資料３に添付しております。 説明は以上です。
森委員長	説明が終わりました。 【手順４】についても手順についての修正はないということです。 「食物アレルギーカード」の様式については、このあと案件（２）で審議しますので、手順についてご意見はありませんか。
小山委員	主な担当者について、左から「栄養教諭等」「調理員」「管理職等」「担任」となっており、「養護教諭」がいないため、「管理職・養護教諭等」としてはどうかと思います。 また誤字かと思いますが、④の※部分で余分な小さな「つ」があり、また、⑤が２回続いておりますので、修正をお願いしたいです。
森委員長	誤字については、事務局にて修正をお願いします。 主な担当者については、養護教諭は管理職の部分のほか、栄養教諭の部分も担っていることもあるかと思います。そのため、記載方法が難しいと

	と思いますが、他のご意見はございませんか。
宮岡委員	実際対応している学校もあると思いますので、記載しておく方がわかりやすいのであれば入れて良いと思います。
森委員長	それでは、栄養教諭よりも管理職の部分で関わる人が多いかと思うので、「管理職・養護教諭等」とする方向でよろしいでしょうか。
森委員長	うなずいておられるようですので、そのように修正をお願いします。
森委員長	他にご意見はございませんでしょうか。
小山委員	⑥について、「栄養教諭等」「調理員」「管理職等」の対応内容かと思いますが、食物アレルギー個票の記入例が「担任」の欄にあるため、担任の対応内容と受け取られる可能性もあると思います。そのため、記入例は文章の下、「栄養教諭等」「調理員」の欄に記載しておく方がわかりやすいと思います。 また、⑧に四角で囲われた部分について、一部、文言が消えていると思うので、修正をお願いしたいです。
森委員長	事務局において誤字の修正と、レイアウトの調整をお願いします。 他にご意見はございませんか。 特にないようですので、これにて、案件１「学校給食における食物アレルギー対応手順」についての審議が終わりました。 全体を通して、追加修正等 何でもご意見があれば伺いたいと思いますが、ございませんか。 ないようですので、それでは、次に 案件２「様式等について」の審議に移ります。 それぞれの様式の修正点については先ほど事務局より説明がありましたので、新しい様式について１つずつご意見を伺っていきます。 新様式１について、様式７を廃止することに伴い、旧様式１、３に加え、様式２も含め１枚の様式にまとめることで、新１年生と在校生のいずれにも利用できる様式とし、最新の情報を把握するため、毎年度保護者から提出いただくこととしてはどうかということでした。これについて、ご意見はございませんか。

紀野委員	1枚にまとめられていることはとてもわかりやすいと思いますが、これまでの様式7は、小学校から中学校まで9年間引き継いで使用していましたが、今回の新様式1についても、引き継ぐのか検討する必要があると思います。
森委員長	新様式1は、毎年度最新の情報を収集できるようになっておりますので、特段引き継がなくても情報は手に入るかと思いますが、引き継ぎの必要性について、ご意見はございますか。
小山委員	小学校から中学校に進学する際に、小学6年生の新様式1があれば参考になることもあるかもしれませんが、中学1年生でも新様式1を提出してもらうため、必須というものではないと考えます。
森委員長	それでは、引き継ぎの必要はなしということでよろしいでしょうか。 うなずいておられるようですので、そのようにします。 他にご意見はございませんでしょうか。
小山委員	【質問9】について、アナフィラキシーショックの経験があるかという質問に対し、「はい」と答えた方に、病院受診の有無を聞いているのですが、「アナフィラキシーショック」と診断するのは医師であるため、病院受診無しという選択肢は不要であると考えます。
森委員長	必ず病院受診しているため、「病院受診しましたか」という質問はせず、「病院名」と「処置」の欄のみに残したら良いということですね。 それではそのように事務局は修正をお願いします。 他にご意見はございませんか。
森本委員	【質問8】について、原因食品を記入する欄があれば良いと考えます。 また、ご意見のあったアナフィラキシーショックについてですが、直近のものを書いてもらうべきか、これまでの過去の状況もあわせて書いてもらうべきか検討が必要かと思いますが、私としては、どの食品でアナフィラキシーショックが起こったのか知るためには、過去の状況も書いてもらうべきかと考えます。
森委員長	アナフィラキシーショックについて、他の委員さんのご意見はいかがで

	しょうか。
宮岡委員	私も直近だけでなく過去の状況も把握する必要があると考えます。 特に新１年生については把握しておきたいです。
森委員長	それでは、そのようにしたいと思いますが、少しレイアウトの変更が必要かと思います。
森本委員	質問７～９を統合して、食品名ごとにアナフィラキシーショックの経験の有無を確認するというのはいかがでしょうか。
森委員長	ただいまのご意見について、他の委員さんはいかがでしょうか。 うなずいておられるようですので、質問７～９を統合するように事務局は修正をお願いします。 新様式１について、他にご意見はございませんか。
小山委員	新様式１は裏面もありますので、記入漏れがないように表面右下に「裏面もご記入ください」という文言がある方が良いと考えます。 また、裏面下の「食物アレルギー除去食・給食停止実施申請書」についてですが、これまで質問部分とは別の項目であるため、点線等で区切り、申請書の下に記載している「※食物アレルギー除去食・給食停止の実施が必要な場合に記入してください。」という文言をその点線の上に表記する方が良いと考えます。 そうすることにより、別項目であるということが保護者にも伝わり、違和感なく名前等を表面だけでなく裏面にも記入してもらえenと思います。
森委員長	ただいまのご意見をもとに事務局にて修正をお願いします。 他にご意見はございませんか。
森委員長	ないようですので、次に進みます。 新様式７「食物アレルギー対応児童・生徒一覧表」について、各校アレルギー食材の種類が多岐にわたることから、食物アレルギー食材は各学校の実情にあわせて入力していただく様式に変更されたということでした。 新様式７についてご意見はございませんか。

森委員長	特にないようですので、資料の通り決定いたします。
森委員長	次に、新様式１０「食物アレルギー面談シート」について、聞き取り漏れがないように、質問内容１アレルギーの原因食品は何ですか。の選択肢及び１２．学校生活で心配なこと（座席、給食当番、運動、調理実習、校外学習等）はありますか。が新たに追加されたという事です。 また、「面談シート」の下欄、「学校給食にかかる学校の対応」の１．「献立表の配付」から「個人別対応献立表の配付」に変更されています。 新様式１０についてご意見はございませんか。
宮岡委員	質問１の「魚卵」の項目に「ししやも」だけでなく、「きびなご」も追加してほしいです。 また、「乳」の項目一番下の欄の「乳糖を含む食材」や、「小麦」の項目の「小麦たんぱく由来デザート」について、具体的にどのようなものを指しているのか教えてほしいです。
森委員長	私も「乳糖を含む食材」や「小麦たんぱく由来デザート」はあまり馴染みがないのですが、どのようなものでしょうか。
小山委員	例えば、調味料に甘味として乳糖が含まれていることがあります。 ただ、「乳糖」や「小麦たんぱく由来デザート」が食べられない場合は非常に稀であり、こちらから質問せずとも保護者から申し出があるという印象です。
森本委員	小麦粉の場合、「小麦たんぱく由来デザート」だけでなく、テンメンジャンや海苔等、様々な食材に小麦粉が使われており、食べられないものが多岐にわたるため、あえて項目を設けるよりは、保護者から申し出のあった食材を自由に記入できる欄がある方がよいと思います。
平林委員	「乳糖」については、アレルギーではないと思います。ただ、乳糖を作る段階で、乳成分が一部混入することがあり、重度の乳アレルギーの方は控えた方がよい場合があります。
森委員長	これまでのご意見を聞いておりますと、「乳糖」や「小麦たんぱく由来デザート」が食べられない方は稀であり、重度なケースであることからこちらから質問せずとも保護者からの申し出があるということかと思えます。 そうなりますと、質問項目として必ず聞くと、保護者によっては反って

	混乱する場合もあるかと思いますが、文言としては削除し、自由記入欄を入れておくというのはいかがでしょうか。 皆さんうなずいておられるようですので、事務局はそうように修正をお願いします。
森委員長	他にご意見はございませんでしょうか。
平林委員	質問 9 に「コンタミネーション（調理加工工場での微量混入）は大丈夫ですか」とありますが、保護者にはコンタミネーションという言葉は伝わりにくいのではないかと思います。例えば、「工場で同じラインで製造しているものを控えていますか」等の聞き方が良いのではないかと思います。
森委員長	保護者が理解しやすい文言で質問するということですね。 ここについては、今のご意見を参考に事務局にて修正の検討をお願いします。 他にご意見はございませんでしょうか。 ないようですので、次に進みます。資料 3 の食物アレルギー個票については、先ほどの説明にありましたとおり、あらためて検討するとのことでしたので、ここでは議論を割愛し、次に、同じく資料 3 の中学校の「食物アレルギーカード」についてご意見はございませんか。
森本委員	確認なのですが、「食物アレルギーカード」はあくまで例示ということでしょうか。
森委員長	例示ですね。様式の統一はなく、各校でそれぞれ作っていただく形になります。 他にご意見はございませんか。 ないようですので、これで「案件 2 様式等」についての審議が終わりました。 全体を通して、追加修正等、何でもご意見があれば伺いたいと思いますが、ございませんか。

小山委員	様式について、いくつか意見を申し上げて良いでしょうか。 まず、様式2「学校生活管理指導表」ですが、記入欄が小さく、医師が記入しづらいと思いますので、もう少し余白を少なくし、欄を大きくするべきと考えます。 次に、様式3ですが、左上の「クラス」という表記は必要ないと思います。また、下欄に面談時に記入するところがあるのですが、今回面談シートがあるため、削除しても良いのかと思っているのですが、「使用条件」や「使用上の留意点」についてはどこかに記載が必要かと思っております。 次に、様式4以降の様式には、校園長等の押印欄がありますが、今後も押印が必須であるのか確認をお願いしたいです。 次に、様式5について、下欄の右側、「変更後」の項目に「食物アレルギー対応の解除」とありますが、「給食の一部停止」という項目に含まれています。別の項目になると思いますので、様式6のように分けて項目立てした方が良く考えます。 最後に、様式6の一番下の「※学校給食費の返金等について、別途可否決定を通知します。」とありますが、解除になった場合は返金等がないため、「学校給食費の返金等について、変更がある場合、別途決定を通知します。」という方が良くと思います。
森委員長	他にご意見はございませんでしょうか。
森本委員	様式3について、面談時に記入する欄を無くしても良いのではという意見がありましたが、エピペンについては別途詳しくまとめられたものがあった方が良く養護教諭の立場としては思います。
森委員長	それでは、様式3の面談時に記入する欄についてはそのまま置いておくということで、その他のご意見については、事務局の方で修正及び検討をお願いします。 それでは、案件（3）「原因物質の除去対応の考え方について」の審議に移りたいと思いますが、定刻の時間が迫ってきました。 そのため、本日は検討いただきたい内容を私から説明させていただきますので、委員の皆さまには、それぞれ検討いただいた上で、次回の会議にてご議論をお願いしたいと思います。 案件（3）「原因物質の除去対応の考え方について」です。資料4にお示ししているとおり、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」でも、大阪府の「学校における食物アレルギー対応のガイドライン」でも、給食における食物アレルギー対応においては、安全確保のため

事務局 (光本)	に、多段階の対応は行わず、原因食物を提供するか、しないかの二者択一を原則的な対応とすることが記載されているところですが、このことについて、本市での対応を再度、整理する必要があると思っております。 本市では、医師が記載する「学校生活管理指導表」に、明記されている場合に限り、多段階の対応を行っているのが現状です。 たとえば、資料4 大阪府の「学校における食物アレルギー対応のガイドライン」にも例示されているように 牛乳アレルギーを例にとりますと、 1. 完全除去 2. 少量可 3. 加工食品可 4. 牛乳を利用した料理は可 5. 飲用牛乳のみ停止 といった多段階の対応をとっているという事です。 また、特に中学校では、自己除去による喫食対応もあるかと思えます。 これは、児童生徒の立場からは、みんなと同じ給食を少しでも多く食べられるように、また保護者の立場からは、代替食の準備の負担を減らせるようにとの配慮もあつてのことからかとは思います。 しかしながら、食物アレルギー対応では、安全確保の観点を最重視する必要があります。 難しいところではありますが、今後の対応について審議していきたいと思いますので、委員の皆さまにおかれましては、次回の委員会までにご検討をお願いします。 それではこれで、本日の審議は終了したいと思います。全般を通して、ご意見等ありあませんか。 ないようですので、本日の審議を終了いたします。 今後も議論を進めていく中で、随時、追加意見をいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。 それでは、進行を事務局にお返しします。 【 閉会あいさつ 】 【 閉会 】
---------------------	---